

令和3年11月15日

芦屋大学・芦屋大学大学院の公的研究費の使用に関する行動規範

芦屋大学・芦屋大学大学院（以下「本学」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日制定、令和3年2月1日改正)」に基づき、本学における公的研究費等執行に際してとるべき構成員の責任ある行動として、共通認識を有すべき事項の指針を示し、この指針の遵守を徹底することにより、円滑かつ効率的に研究活動等を遂行することを目的とし、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を定める。

（構成員とは、公的研究費等の運営・管理に関わる研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者をいう）

1. 構成員は、公的研究費が本学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効果的、効率的に使用しなければならない。
2. 構成員は、公的研究費の使用にあたり、関連する法令および本学の関係規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 構成員は、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 構成員は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 構成員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
7. 構成員は、研究活動の課程で入手した個人情報は法令・学内規則等を遵守し、その取扱いに十分留意しなければならない。
8. 構成員は、本規範に違反する行為の存在を知ったときは、それを放置・隠匿せず、また、そのような行為を是正するための行為を妨害してはならない。

以上